

おくやみ ハンドブック

町田市

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」もご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/13209>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

町田市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、少しでもお役にたてることを願っております。

町田市役所 042 - 722 - 3111 (代表)

代表電話受付時間：午前7時から午後7時 (年中無休)

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

来庁される方の代表的な持ち物

☐ 来庁される方の本人確認書類

【1点で本人確認できる書類 (顔写真付きに限る)】

運転免許証、運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

【2点で本人確認できる書類】

資格確認書、健康保険または介護保険の被保険者証、国民年金手帳 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

☐ 認印 (※相続人代表及び喪主)

☐ 預貯金通帳 (相続人代表及び喪主、年金請求者)

☐ 葬祭を行ったこと及び喪主を証明する書類 (会葬礼状・葬祭領収書)

(亡くなった方が国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の場合、葬祭費の申請ができます。)

※ 相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の代表的な持ち物

☐ 基礎年金番号が記載されているもの (年金手帳及び年金証書)

☐ 国民健康保険資格確認書又は被保険者証、後期高齢者医療資格確認書又は被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)

☐ 介護保険被保険者証 (65歳以上または介護認定を受けていた方)

☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳など

手続きの準備

手続きには、亡くなられた方やご遺族のことを証明する住民票の写しや戸籍証明書などが必要となる場合があります。住民票の写しは住所地の市区町村で、戸籍証明書はどこの市区町村でも発行できます。

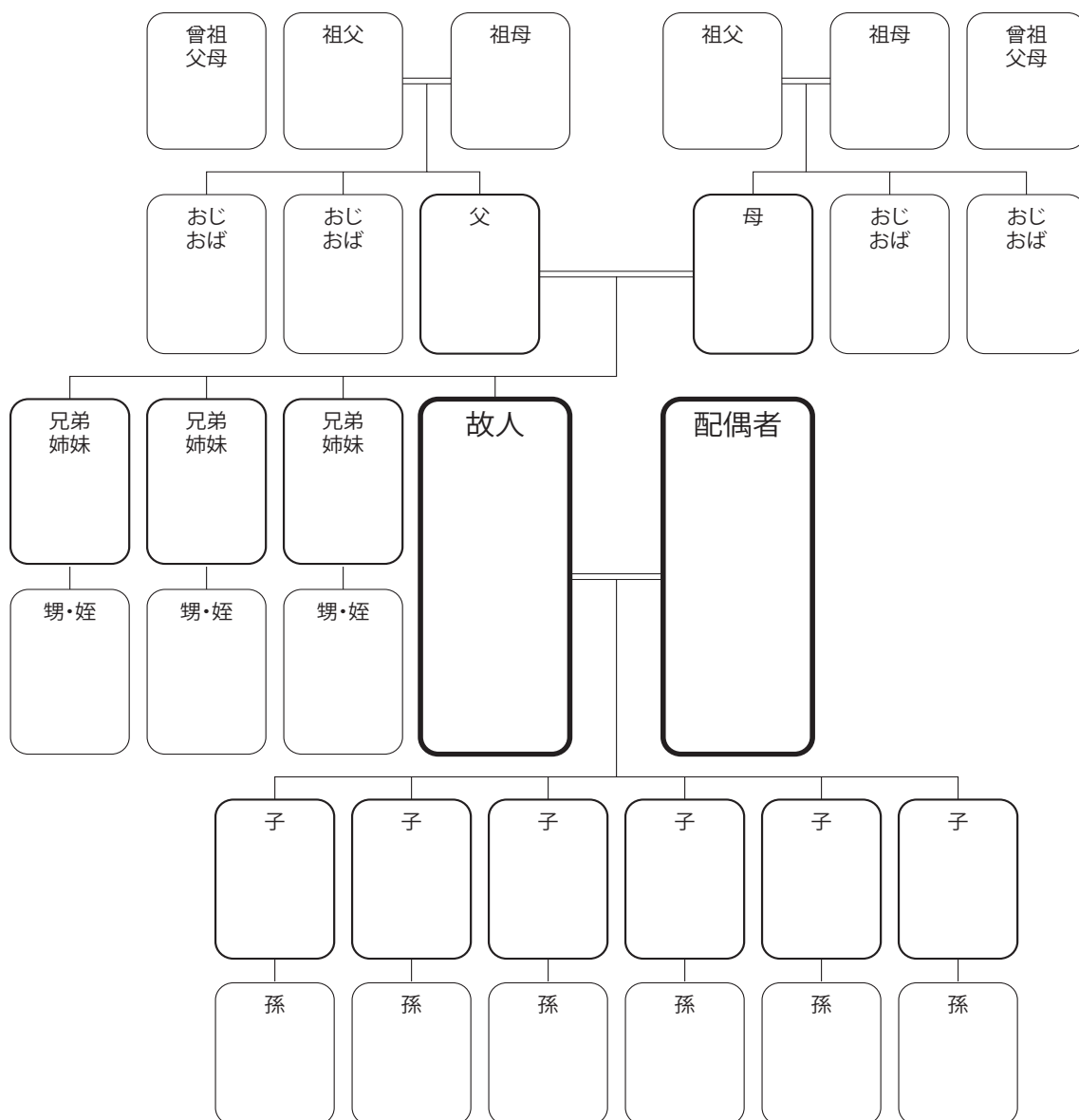
町田市では、市民課、各市民センター・連絡所で発行しています。（ただし、鶴川駅前連絡所、玉川学園駅前連絡所、町田駅前連絡所では、他市区町村の戸籍は、戸籍（除籍）全部事項証明のみ発行できます。木曽山崎連絡所では、他市区町村の戸籍証明書は発行できませんので、ご注意ください。）

なお、請求の際は、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・旅券（パスポート）・住民基本台帳カード（顔写真付き）等）が必要となります。

また、亡くなられた方が除かれた住民票（除票）を請求するときには、疎明資料（請求事由（発生原因・内容・理由）について客観的に確認することができる資料）が原則必要となります。詳しくは、各窓口でご確認ください。

親族関係図

戸籍証明書の請求や相続のときに、親族関係を問われる場合がありますので、確認しておきましょう。



住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書

住民票の写しや戸籍証明書を窓口で申請するときの書式です。(郵送の場合の手続き方法や申請書式については、町田市ホームページでご確認ください。)

【窓口申請用】

住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書交付申請書

※ ご請求の際は、本人確認ができる資料をご提示ください。代理人による請求の場合は、委任状が必要です。

請求先 町田市長

※ その他、注意事項は裏面をお読みください。

窓口 に きた 方 (申請者)	住所	電話 ()		請求者との ご関係 本人・夫・妻・ 子・父・母 (その他)
	氏名	生年 明・大・昭・平・令・西暦 月日 年 月 日		

※窓口に来た方の署名又は記名、押印が必要です。

① 住民票の写し等	必要な方の住所	□申請者と同じ 町田市 アパート名、部屋番号など		必要な方の氏名	□申請者と同じ (生年月日) 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	
	住民票	全員	一部	使う方 (請求者)	住所	□申請者と同じ
	除票・改製原(個人票)				氏名	□申請者と同じ (印)
	記載事項証明書 その他 ()	通	通		請求者の資格	□本人 □同一世帯の方 □その他 ()
住民票記載内容	記載が必要な項目にチェックを入れてください。 □世帯主と続柄 □本籍と筆頭者 □個人番号(マイナンバー) □住民票コード *個人番号(マイナンバー)、住民票コードの記載については裏面をご覧ください。 ＜外国人の方の固有項目＞ □ 国籍・地域 □ 在留カード等の番号 □ 第30条45規定項目 (在留資格・在留期間等) □ 氏名カタカナ表記 □ 通称履歴		使いみち		※用途・提出先など具体的にご記入ください。内容によっては無料になる場合があります。	

② 戸籍証明書等	本籍	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日		必要な方の氏名	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日		
	筆頭者	年 月 日		使う方 (請求者)	住所	□申請者と同じ	
	戸籍全部事項(謄本)	通	個人事項(抄本)		通	氏名	□申請者と同じ (印)
	除籍全部事項(謄本)	通	個人事項(抄本)		通	請求者の資格	□本人 □夫・妻・父・母・子 □その他の方 ()
	改製原戸籍謄本	通	抄本	通	使いみち	※用途・提出先など具体的にご記入ください。内容によっては無料になる場合があります。	
	除籍謄本	通	抄本	通			
	附票	全部	一部	通			
	記載内容	□本籍・筆頭者 □在外選挙登録地 *住民票コードの記載をご希望の方はお申し出ください。					
	広域交付(町田市外)	戸籍全部事項	通	通	届出日	年 月 日に氏名: () 届を () 市区町村に届出	
	除籍全部事項	通	通	通			
改製原戸籍謄本/除籍謄本	通	通	通				
身分証明書	通	通	通				
届書受理証明書 () 届	通	通	通				
届書記載事項証明 () 届	通	通	通				
届書情報内容証明 () 届	通	通	通				
その他の証明 ()	通	通	通				

③ 印鑑登録証明書	登録番号			登録番号		
	住所	□申請者と同じ 町田市		住所	□申請者と同じ 町田市	
	氏名	□申請者と同じ		氏名		
	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	通数	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	通数

*必ず印鑑登録証(カード)を添えてご申請ください。(提示のない場合は、印鑑登録証明書は交付できません。)

確認	免	パ	個(▽)	住	A	在	保	手	補	学	他/質	委任状
2406	□窓口交付説明済(マイナンバー)											

受付	作成	審査
----	----	----

【窓口申請用】住民票の写し等 記入例

住民票の写し等 申請書記入例

住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書交付申請書

※ ご請求の際は、本人確認ができる資料をご提示ください。代理人による請求の場合は、委任状が必要です。

請求先 町田市長

※ その他、注意事項は裏面をお読みください。

窓口に来た方 (申請者)	住所	町田市森野2-2-22	電話	042(722)3111	請求者 と ご 関 係 者 の 氏 名 (その他)
	氏名	マチダ イチロウ 町田 一郎	生年 月日	明・大・昭・平・令・西暦 30年3月30日	

窓口に来られた方の住所・お名前等をお書きください。

① 住民票の写し等	必要の方の住所	☒ 申請者と同じ 町田市 アパート名、部屋番号など	必要の方の氏名 (生年月日)	☐ 申請者と同じ 町田 花子 明・大・昭・平・令・西暦 35年12月30日
	住民票	全員	一部	
	除票・改製原(個人票)			
	記載事項証明書	通	通	
住民票記載内容	記載が必要な項目にチェックを入れてください。 ☒ 世帯主と続柄 ☒ 本籍と筆頭者 ☐ 個人番号(マイナンバー) ☐ 住民票コード ※個人番号(マイナンバー)、住民票コードの記載については裏面をご覧ください。 <外国人の方の固有項目> ☐ 国籍・地域 ☐ 在留カード等の番号 ☐ 第30条45規定項目(在留資格・在留期間等) ☐ 氏名カタカナ表記 ☐ 通称履歴			

必要の方の住所・お名前等をお書きください。

窓口に来た方と同一世帯の方は、住所等を省略できます。

その他の方(同一世帯でない方)は、住所・お名前・ご関係・使い道を詳しくお書きください。
※委任状が必要な場合があります。

② 戸籍証明書等	本籍		筆頭者	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	必要の方の氏名 (生年月日)	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
	○記載内容について記載が必要な項目に ☒ を入れてください。 ◎個人番号(マイナンバー)、住民票コードが記載された住民票の写しは、提出先により受け取ることができない場合がありますので、あらかじめご確認ください。 ◎個人番号(マイナンバー)、住民票コードが記載された住民票の写しは、本人または本人と同一世帯、法定代理人、代理権が設定された保佐人・補助人の方にのみ交付できます。 それ以外の方は代理人として本人の委任状があれば請求できますが、交付は委任者本人の住所地への郵送となります。切手をご準備ください。					

③ 印鑑登録証明書	生年 月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	通	年
-----------	----------	-----------------------	---	---

※住民票の写し・戸籍・印鑑証明書を一緒に申請することができます。

2406	確認	免	バ	個	住	A	在	保	手	補	学	他	委任状
□窓口交付説明済(マイナンバー)													

注意：亡くなられた方が除かれた住民票(除票)については、個人番号を記載することはできません。

住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書

【窓口申請用】戸籍証明書等 記入例

戸籍証明書等 申請書記入例

住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書交付申請書

※ ご請求の際は、本人確認ができる資料をご提示ください。代理人による請求の場合は、委任状が必要です。

※ その他、注意事項は裏面をお読みください。

請求先 町田市長

窓口に来られた方の
住所・お名前等を
お書きください。

窓口に来た方 (申請者)	住所	町田市森野2-2-22		電話	042(722)3111	請求者のご印鑑
	氏名	町田 一郎		生年 月日	明・大・昭・平・令・西暦 30年3月30日	子・父・母 (その他)

※窓口に来た方の署名又は記名、押印が必要です。

① 住民票の写し等	必要な方の住所	☐ 申請者と同じ 町田市 アパート名、部屋番号など	必要な方の氏名	☐ 申請者と同じ (生年月日) 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
	住民票	全員 一部	住所	☐ 申請者と同じ
	除票・改製原(個人票)	通	氏名	☐ 申請者と同じ
	記載事項証明書	通	請求者の資格	☐ 本人 ☐ 同一世帯 ☐ その他() ※用途・提出先など具体的に記入してください。

本籍・筆頭者名を
お書きください。

必要な方の
お名前・生年月日を
お書きください。

② 戸籍証明書等	本籍	東京都町田市森野2-2		必要な方の氏名	町田 花子
	筆頭者	町田 一郎		生年月日	30年3月30日
	戸籍全部事項(謄本)	通	個人事項(抄本)	通	
	除籍全部事項(謄本)	通	個人事項(抄本)	通	

その他の方は、
住所・お名前・ご関係・使い道を
詳しくお書きください。
※委任状が必要な場合があります。

○附票を請求される場合は、記載内容について、記載が必要な項目に☑を入れてください。

申請者と同じ場合は、
住所等、省略できます。

印鑑登録証明書	住所	☐ 申請者と同じ 町田市	住所	☐ 申請者と同じ 町田市
	氏名	☐ 申請者と同じ	氏名	☐ 申請者と同じ
	生年月日	☐ 申請者と同じ 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
	通数	通	通数	通

※住民票の写し・戸籍・印鑑証明書を
一緒に申請することができます。

*必ず印鑑登録証(カード)を添えてご申請ください。(提示のない場合は、印鑑登録証明書は交付できません。)

2406	確認	免除	個人	住所	在	保	手	補	学	他	委任状
□窓口交付説明済(マイナンバー)											

注意：戸籍届出内容が反映された戸籍証明書が発行可能となるまでお時間がかかる場合があります。
発行可能日については本籍地にお問い合わせください。

主な窓口のご案内

町田市役所



小田急線町田駅西口から徒歩約 8 分、
JR 横浜線町田駅中央口・小田急線
連絡口から徒歩約 11 分

所在地：〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

電話：042-722-3111 (代表)

代表電話受付時間：午前 7 時から午後 7 時 (年中無休)

窓口受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時

閉庁日：土曜日、日曜日 (第 1・第 3・第 5)、祝日、休日、12 月 29 日から 1 月 3 日

市民センター

名所	場所	電話
南市民センター	金森 4-5-6	042-795-3165
なるせ駅前市民センター	南成瀬 1-2-5	042-724-2511
鶴川市民センター	大蔵町 1981-4	042-735-5704
忠生市民センター	忠生 3-14-2	042-791-2802
小山市民センター	小山町 2507-1	042-798-1927
堺市民センター	相原町 795-1	042-774-0003

窓口受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時

閉庁日：土曜日、日曜日 (第 1・第 3・第 5)、祝日、休日、12 月 29 日から 1 月 3 日

その他

犬の飼い主の変更手続き

名所	場所	電話
町田市保健所中町庁舎 (生活衛生課愛護動物係)	中町 2-13-3	042-722-6727

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (41 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	
4ヶ月以内		○所得税の準確定申告
10ヶ月以内	○遺産分割協議 ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○遺留分侵害額請求	

町田市で必要な手続きについては 13 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を亡くされ大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き・相談

区分	該当事項	☑	手続き窓口	詳細ページ
住民登録	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	☐	市民課（マイナンバー係） 市庁舎 1 階 103 各市民センター	P13
	印鑑登録をしていた	☐	市民課（住民記録係） 市庁舎 1 階 102 各市民センター	P13
	3人以上の世帯の世帯主の方が亡くなったとき	☐	市民課（住民記録係） 市庁舎 1 階 102 各市民センター	P14
保険年金	国民健康保険に加入していた	☐	●資格確認書又は保険証の返却 保険年金課（保険加入係） 市庁舎 1 階 106 各市民センター ●葬祭費の申請 保険年金課（保険給付係） 市庁舎 1 階 107A 各市民センター ●国民健康保険税の納付の相談、口座振替の変更・廃止 納税課 市庁舎 2 階 210	P15
	後期高齢者医療保険に加入していた	☐	保険年金課（高齢者医療係） 市庁舎 1 階 107 B (資格確認書の返却・葬祭費の申請については各市民センターでも手続き可)	P16
	厚生年金に加入または受給していた	☐	八王子年金事務所 Tel 042-626-3511 ねんきんダイヤル Tel 0570-05-1165 Tel 03-6700-1165	P41
	共済年金に加入または受給していた	☐	各共済組合	P41
	国民年金に加入または受給していた	☐	保険年金課（国民年金係） 市庁舎 1 階 105	P18
税金	市税の納付が済んでいない	☐	納税課 市庁舎 2 階 210	P19
	市民税・都民税・森林環境税が課税されていた	☐	市民税課 市庁舎 2 階 205	P20

区分	該当事項	☑	手続き窓口	詳細ページ
税金	固定資産を持っていた	☐	資産税課（管理係） 市庁舎 2 階 208	P21
	原動機付自転車 (125cc 以下)・小型特殊自動車を所有していた	☐	市民税課 市庁舎 2 階 206 忠生市民センター 鶴川市民センター	P22
介護保険	65 歳以上または介護認定を受けていた	☐	介護保険課 市庁舎 1 階 112 (証書の返還は各市民センターでも手続き可)	P23
福祉 (障がい)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を交付されていた	☐	●身体障害者手帳・愛の手帳 障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113 ●精神障害者保健福祉手帳 障がい福祉課（支援係） 市庁舎 1 階 114	P24
	障がい関係の手当を受給していた	☐	障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113	P24
	自立支援医療（精神通院・更生医療）受給者証を利用して通院していた	☐	●精神通院 障がい福祉課（支援係） 市庁舎 1 階 114 ●更生医療 障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113	P25
	自立支援医療（育成医療）受給者証を交付されていた	☐	保健予防課 市庁舎 7 階 704	P25
	マル障（心身障害者医療費助成）を利用していた	☐	障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113	P26
	難病医療費助成を利用していた	☐	障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113	P27
	児童通所事務所を利用していた	☐	障がい福祉課（支援係） 市庁舎 1 階 113	P27
	障害福祉サービスを利用していた	☐	障がい福祉課（支援係） 市庁舎 1 階 113	P27

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き・相談

区分	該当事項	☑	手続き窓口	詳細ページ
子ども	児童手当を受給していた	☐	子ども総務課 市庁舎 2 階 202 各市民センター	P28
	ひとり親手当（児童扶養手当・児童育成手当）を受給していた	☐	子ども総務課 市庁舎 2 階 202	P28
	養育医療券を交付されていた	☐	保健予防課 市庁舎 7 階 704	P29
	就学援助費・就学奨励費の申請をしたい／変更について届出をしたい	☐	学務課 市庁舎 10 階 1002	P29
	学校教材費等をお支払いされていた保護者が亡くなった	☐	教育総務課 市庁舎 10 階 1001	P30
	保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者等に在籍する子の父もしくは母が亡くなったとき	☐	保育・幼稚園課 市庁舎 2 階 204	P31
	学童保育クラブに在籍する子の父もしくは母が亡くなったとき	☐	児童青少年課 市庁舎 2 階 202	P31
	配偶者が亡くなり、ひとり親になられた	☐	子ども総務課 市庁舎 2 階 202	P32
	マル乳・マル子・マル青医療証に記載の保護者が亡くなられた	☐	子ども総務課 市庁舎 2 階 202 各市民センター	P32
	母子福祉資金、父子福祉資金、女性福祉資金を借りていた	☐	子ども家庭支援課 市庁舎 2 階 204	P33
	小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた	☐	保健予防課 市庁舎 7 階 704	P33

MEMO

区分	該当事項	☑	手続き窓口	詳細ページ
井戸水	井戸を使用していた	☐	下水道経営総務課 市庁舎 8 階 801	P34
上下水道	上下水道を使用していた	☐	東京都水道局お客さまセンター 0570-091-100（ナビダイヤル） 又は 042-548-5110	P41
	下水道事業受益者負担金を納付中であった	☐	下水道経営総務課 市庁舎 8 階 801	P35
	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	☐	下水道整備課（浄化槽係） 市庁舎 8 階 801	P35
	浄化槽を使用していた	☐	下水道整備課（浄化槽係） 市庁舎 8 階 801	P35
その他の手続き	遺品整理をしたい	☐	ごみ収集課 町田市バイオエネルギーセンター	P36
	犬を飼育していた	☐	生活衛生課（愛護動物係） 保健所中町庁舎 保健総務課 市庁舎 7 階 705 各市民センター	P36
	道路を占用していた	☐	道路管理課（許認可係） 市庁舎 9 階 903	P37
	水路用地を占用していた	☐	下水道管理課 市庁舎 8 階 802	P37
	生産緑地を相続した	☐	土地利用調整課 市庁舎 8 階 805	P38
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、 各種特別給付金（国庫債券）を受給していた	☐	各償還金支払場所 福祉総務課（相談窓口） 市庁舎 7 階 703	P38
	原子爆弾被爆者関係の手帳や手当等を受けていた	☐	福祉総務課 市庁舎 7 階 703 東京都保健医療局保健政策部 疾病対策課被爆者援護担当	P39
	農地を相続した	☐	農業委員会事務局 市庁舎 9 階 905	P39

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。	なし
いずれのカードも返納いただく必要はありませんので、裁断して破棄してください。ご希望される場合は返納いただくことも可能です。	手続き可能な人
※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してから破棄いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	どなたでも可
必要なもの（返納する場合）	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	市民課（マイナンバー係） 市庁舎 1 階 103 ☎ 042-860-6195

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。	なし
同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または裁断して破棄してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課（住民記録係） 市庁舎 1 階 102 ☎ 042-724-2123

3人以上の世帯の世帯主の方が亡くなったとき

手続き 世帯主変更の届出

手続き詳細	期 限
15 歳以上の世帯員が 3 人以上いる世帯の世帯主の方が亡くなったときは、新しい世帯主を設定するため、新世帯主から届け出が必要です。 ※ 2 人世帯で世帯主の方が亡くなったときは、手続き不要です。	なし
	手続き可能な人
	新しく世帯主になる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新しく世帯主になる方の本人確認書類	市民課（住民記録係） 市庁舎 1 階 102 ☎ 042-724-2123

MEMO

2. 保険年金に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書又は保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書又は保険証を回収しています。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書又は保険証	保険年金課（保険加入係） 市庁舎 1 階 106 ☎ 042-724-2124

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000 円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後 3 か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。 ※郵送またはオンラインでも手続きが可能です。詳細はホームページをご確認ください。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の印鑑（受け取りを委任する場合） ☐ 通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（葬祭領収書・会葬礼状）	保険年金課（保険給付係） 市庁舎 1 階 107A ☎ 042-724-2130

手続き③ 国民健康保険税の納付の相談、口座振替の変更・廃止

手続き詳細	期 限
国民健康保険税の納付が済んでいないときは、担当へご連絡ください。亡くなった方名義の口座から税金の引き落としをしている場合、指定口座の変更または廃止の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 国民健康保険税納税通知書 ☐ 来庁される方の本人確認書類	納税課 市庁舎 2 階 210 ☎ 042-724-2121

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書	どなたでも可
	問い合わせ先
	保険年金課（高齢者医療係） 市庁舎 1 階 107B ☎ 042-724-2144

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000 円）が支給されます。 ※郵送またはオンラインでも手続きが可能です。詳細はホームページをご確認ください。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
必要なもの	手続き可能な人
☐ 葬祭執行者の印鑑（受け取りを委任する場合） ☐ 通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（葬祭領収書・会葬礼状）	葬祭執行者
	問い合わせ先
	保険年金課（高齢者医療係） 市庁舎 1 階 107B ☎ 042-724-2144

※後期高齢者医療保険料の納付が済んでいないときは、
納税課（市庁舎 2 階 210、☎ 042-724-2121）へご連絡ください。

MEMO

2. 保険年金に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	2 年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（相続人のもの） ☐ 預金通帳等（相続人のもの）	保険年金課（高齢者医療係） 市庁舎 1 階 107B ☎ 042-724-2144

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等 ☐ 送付先の住所・氏名が確認できるもの （マイナンバーカード、運転免許証など）	保険年金課（高齢者医療係） 市庁舎 1 階 107B ☎ 042-724-2144

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	お問い合わせください。 手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	保険年金課（国民年金係） 市庁舎 1 階 105 ☎ 042-724-2127

MEMO

3. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	納税課 市庁舎 2 階 210 ☎ 042-724-2121

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書 ☐ 来庁された方の本人確認書類	納税課 市庁舎 2 階 210 ☎ 042-724-2121

MEMO

市民税・都民税・森林環境税が課税されていた

手続き① 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・都民税・森林環境税が課税されている場合、市民税・都民税・森林環境税の納税通知書は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者届出書」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。また、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。	亡くなった日から2週間 ～1か月程
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 ☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 ☐ 遺言書等の写し	市民税課 市庁舎2階205 ☎ 042-724-2115 042-724-2114

手続き② 市民税・都民税申告書の提出

手続き詳細	期 限
夫又は妻が亡くなられた年分の市民税・都民税において控除を受けられる場合があります。市民税・都民税申告書の提出（ひとり親控除、寡婦控除の申告）をしていただく必要がありますので、郵送（町田市 HP からダウンロード）や窓口でご申告ください。	亡くなられた翌年の申告 期限
	手続き可能な人
	・夫又は妻を亡くされ、子どもを扶養している方 ・夫を亡くされた方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 来庁される方の本人確認書類	市民税課 市庁舎2階205 ☎ 042-724-2114 042-724-2115

3. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた

手続き 固定資産現所有（代表）者申告書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人等の中から申告してください。 ※相続登記については、別途法務局でのお手続きをお願いします。	亡くなられた日から3か月以内 ※上記が年をまたぐ場合は年内
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 ☐ 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ☐ 遺言書の写し等	資産税課（管理係） 市庁舎2階208 ☎ 042-724-2530

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。 ※軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点の所有者に課税されるため、お早めにお手続きください。	亡くなられた日から 30 日以内 手続き可能な人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類	市民税課 市庁舎 2 階 206 ☎ 042-724-2113 忠生市民センター ☎ 042-791-2802 鶴川市民センター ☎ 042-735-5704

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15 日以内 手続き可能な人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類	市民税課 市庁舎 2 階 206 ☎ 042-724-2113 忠生市民センター ☎ 042-791-2802 鶴川市民センター ☎ 042-735-5704

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 証書の返還

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証を返還してください。	なし
※要介護・要支援認定を受けていた方は、相続税の減免手続等、諸手続きに使用することがありますので、必要な手続きが完了した後に返還してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証 ☐ 生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証	介護保険課 市庁舎 1 階 112 ☎ 042-724-4364 ☎ 042-724-4366

手続き② 介護保険郵送物送付先変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所または届出をされた住所に介護保険に関するお手紙を送付する場合がございます。一人暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は送付先変更依頼書をご提出ください。	なし
なお、既に送付先変更依頼書を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同依頼書を提出する必要はありません。	手続き可能な人
※郵送又はオンラインでも手続きが可能です。 詳細はホームページをご確認ください。	亡くなられた方の ・ 配偶者 ・ 三親等以内の親族 ・ 子の配偶者 ・ 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険郵送物送付先変更依頼書 ☐ 依頼人の本人確認書類 ☐ 相続人の場合は相続人であることが証明できる書類	介護保険課 市庁舎 1 階 112 ☎ 042-724-4364

※介護保険料の納付が済んでいないときは、
納税課（市庁舎 2 階 210、☎ 042-724-2121）へご連絡ください。

5. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって資格喪失となります。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳	(身体障害者手帳・愛の手帳) 障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113 ☎ 042-724-2148 (精神障害者保健福祉手帳) 障がい福祉課（支援係） 市庁舎 1 階 114 ☎ 042-724-2145

障がい関係の手当を受給していた

手続き① 死亡届（障がい者手当用の様式）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障がい関係の手当を受給していた場合、死亡日が属する月をもって受給資格が喪失となります。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし ※「重度障害者福祉手当」を受給していた場合のみ死亡届に印鑑が必要。	障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113 ☎ 042-724-2148

手続き② 未支払請求書の提出（死亡までの期間に未支払いの手当がある場合）

手続き詳細	期 限
死亡までの期間に未支払いの手当がある場合、配偶者または直系親族（いずれも同居している場合に限る）が請求することができます。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 同居している配偶者または直系親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、請求者（同居している配偶者または直系親族）の振込口座のわかるもの。	障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113 ☎ 042-724-2148

5. 福祉（障がい）に関する手続き

自立支援医療（精神通院・更生医療）受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 受給者証（精神通院・更生医療）を返却してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の受給者証 （精神通院・更生医療）	（精神通院） 障がい福祉課（支援係） 市庁舎 1 階 114 ☎ 042-724-2145 （更生医療） 障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113 ☎ 042-724-2148

自立支援医療（育成医療）受給者証を交付されていた

手続き 自立支援医療（育成医療）受給者証の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療（育成医療）受給者証をお持ちだった場合、受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療（育成医療）受給者証	保健予防課 市庁舎 7 階 704 ☎ 042-725-5422

マル障（心身障害者医療費助成）を利用していた

手続き① マル障受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマル障を利用していた場合、死亡日の翌日をもって受給資格が喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の受給者証	障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113 ☎ 042-724-2148

手続き② 支給申請書の提出（死亡までの期間に未支給の医療費助成がある場合）

手続き詳細	期 限
死亡までの期間に未支給の医療費助成がある場合、死亡者の相続人が申請することができます。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	同居している配偶者 または直系親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未助成分の医療費領収書（原本） ☐ 申請者（相続人）の口座情報 ☐ 死亡者と相続人がわかる戸籍	障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113 ☎ 042-724-2148

MEMO

5. 福祉（障がい）に関する手続き

難病医療費助成を利用していた

手続き 特定医療費（指定難病）受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が難病医療費助成を利用していた場合、死亡日の翌日をもって受給資格が喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の受給者証	障がい福祉課（福祉係） 市庁舎 1 階 113 ☎ 042-724-2148

児童通所事業所を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	障がい福祉課（支援係） 市庁舎 1 階 113 ☎ 042-724-3089

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課（支援係） 市庁舎 1 階 113 ☎ 042-724-3089

6. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 未支払手当の請求手続き、受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当の請求及び受給者変更手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなった後、対象児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
【未支払手当の請求手続き】 ☐ お子様名義の通帳又はキャッシュカード ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 【受給者変更手続き】 ☐ 新たに保護者になる方の「健康保険の資格情報が確認できるもの」の写し ☐ 新たに保護者になる方名義の通帳又はキャッシュカード ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子ども総務課 市庁舎2階202 ☎ 042-724-2139

ひとり親手当（児童扶養手当・児童育成手当）を受給していた

手続き 未支払手当の請求手続き

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、未支払いのひとり親手当の請求手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなった後、対象児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ お子様名義の通帳又はキャッシュカード ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子ども総務課 市庁舎2階202 ☎ 042-724-2143

6. 子どもに関する手続き

養育医療券を交付されていた

手続き 養育医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	乳児の保護者 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 乳児の養育医療券	保健予防課 市庁舎 7 階 704 ☎ 042-725-5422

就学援助費・就学奨励費の申請をしたい／変更について届出をしたい

手続き 就学援助費・就学奨励費の申請（小・中学生の保護者）

手続き詳細	期 限
経済的にお困りのご家庭の保護者（原則、親権を行う者）を対象に小・中学校の授業や行事に必要な費用（教材費・移動教室費・修学旅行費等）を就学援助費または就学奨励費として支給しています。 通常学級 前年の所得（もらった給料などの額）による審査があります。 特別支援学級 前年の所得（もらった給料などの額）により支給する費目が異なります。 ※私立など町田市立以外の学校に通われている方もご申請いただけますが支給する費目と内容が異なります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	小・中学生の保護者
必要なもの	問い合わせ先
【窓口で申請する場合】 ☐ 通帳等口座情報がわかるもの ☐ ご自宅が賃貸の場合は、家賃を負担している人（契約者等）が確認できる家賃負担証明書類 ※原則オンライン申請としています。インターネットの検索サイトで「町田市 就学援助費・奨励費オンライン申請」と検索して、オンライン申請を行ってください。 ※郵送でも受付いたします。町田市立小・中学校および学務課窓口申請書がございました。	学務課 市庁舎 10 階 1002 ☎ 042-724-2176

学校教材費等をお支払いされていた保護者が亡くなった

手続き 学校教材費等の保護者情報の変更、引落口座の変更

手続き詳細	期 限
町田市立小・中学校の学校教材費等に関する書類の送付先住所や宛名等の変更が必要な場合があります。また、口座振替の登録口座を変更する必要がある場合があります。 お手続きは、一部銀行を除きオンラインでも可能です。 ご不明な点は教育総務課にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方 (子どもの保護者)
必要なもの	問い合わせ先
なし	教育総務課 市庁舎 10 階 1001 ☎ 042-724-2173

MEMO

6. 子どもに関する手続き

保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者等に 在籍する子の父もしくは母が亡くなったとき

手続き 町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届の申請

手続き詳細	期 限
まちだ子育てサイトでのオンライン申請、もしくは書面での提出が必要です。 まちだ子育てサイト＞目的からさがす＞あずける＞ 在園児の保護者の皆様へ＞保育施設＞各種オンライン申請・書式ダウンロード	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 園児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届（まちだ子育てサイト「各種オンライン申請・書式ダウンロード」からオンライン申請が可能です。）	保育・幼稚園課 市庁舎 2階 204 ☎ 042-724-2137

学童保育クラブに在籍する子の父もしくは母が亡くなったとき

手続き 学童保育クラブ変更届の提出

手続き詳細	期 限
まちだ子育てサイトでのオンライン手続き、もしくは書面での提出が必要です。 まちだ子育てサイト＞目的からさがす＞あずける＞学童保育クラブ＞各種手続きはこちら	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐町田市学童保育クラブ変更届・転所申請書 （児童青少年課の窓口にあります） ※まちだ子育てサイトでのオンライン手続きの場合は不要です。	児童青少年課 市庁舎 2階 202 ☎ 042-724-2182

配偶者が亡くなり、ひとり親になられた

手続き

ひとり親手当（児童扶養手当・児童育成手当）の新規申請
ひとり親家庭等医療費助成制度の新規申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなり、ひとり親になられた方は、ひとり親の手当を受給・ひとり親の医療証をお持ちになれる場合があります。※手続きや制度の詳細については、担当へお問い合わせください。	手当は申請日の翌月分から支給開始、医療証は申請日から有効です。
	手続き可能な人
	配偶者が亡くなられた後、対象児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
担当へお問い合わせください。	子ども総務課 市庁舎 2 階 202 ☎ 042-724-2143

マル乳・マル子・マル青医療証に記載の保護者が亡くなられた

手続き

マル乳・マル子・マル青医療証の保護者変更手続き

手続き詳細	期 限
医療証に記載の保護者が亡くなった場合、保護者の変更手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	医療証に記載の保護者が亡くなられた後、対象児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ お子様の医療証 ☐ お子様の「健康保険の資格情報が確認できるもの」の写し ☐ 新たに保護者になる方の「健康保険の資格情報が確認できるもの」の写し ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子ども総務課 市庁舎 2 階 202 ☎ 042-724-2139

6. 子どもに関する手続き

母子福祉資金、父子福祉資金、女性福祉資金を借りていた

手続き 母子福祉資金、父子福祉資金、女性福祉資金の返済の相談

手続き詳細	期 限
借りている方が亡くなった場合、債務は相続の対象になります。担当へご連絡ください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
担当へお問い合わせください。	子ども家庭支援課 市庁舎 2 階 204 ☎ 042-724-4419

小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた

手続き 小児慢性特定疾病医療受給者証の返納

手続き詳細	期 限
小児慢性特定疾病医療受給者証を交付していた児童等が亡くなった場合、受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の小児慢性特定疾病医療受給者証	保健予防課 市庁舎 7 階 704 ☎ 042-725-5422

7. 井戸水に関する手続き

井戸を使用していた

手続き 世帯人数の変更、名義変更

手続き詳細	期 限
世帯人数の変更が必要となります。また、亡くなられた方が名義人の場合、名義変更も必要です。 なお、井戸を使用しなくなる場合もご連絡ください。 ※電話手続き可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	下水道経営総務課 市庁舎 8 階 801 ☎ 042-724-4295

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ受益者変更届をお送りします。	受益者の変更があった 14 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受益者変更届	下水道経営総務課 市庁舎 8 階 801 ☎ 042-724-4295

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取り廃止（変更）申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がくみ取り式のトイレの登録者であった場合、くみ取り登録の廃止または登録者の変更手続きが必要です。 下水道整備課浄化槽係に電話にてご連絡ください。	死亡の事実が判明した 時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	下水道整備課（浄化槽係） 市庁舎 8 階 801 ☎ 042-724-4306

浄化槽を使用していた

手続き 浄化槽管理者変更報告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が浄化槽管理者の場合、浄化槽管理者変更の届出が必要です。 町田市ホームページからオンラインで申請できます。	管理者変更後 30 日以内
	手続き可能な人
	新たに浄化槽管理者となる方
必要なもの	問い合わせ先
なし	下水道整備課（浄化槽係） 市庁舎 8 階 801 ☎ 042-724-4306

9. その他の手続き

遺品整理をしたい

手続き 遺品整理で発生するごみの処分

手続き詳細	期 限
ごみ収集課へお問い合わせ願います。個々の状況に応じてご案内いたします。	なし
	手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 町田市バイオエネルギーセンターへごみを持込む場合は、亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）持込む方の住所を確認できるもの（免許証等）	ごみ収集課 町田市バイオエネルギーセンター ☎ 042-797-7111

犬を飼育していた

手続き 犬の飼い主の変更手続き

手続き詳細	期 限
飼い犬の登録をしている方が亡くなった場合、新たに飼い主となった方が飼い主の変更手続きを行う必要があります。 ※新しい飼い主のお住まい（市内・市外）により手続きが変わります。詳しくは担当へご連絡ください。	変更があったときから 30 日以内
	手続き可能な人 新しく飼い主となる方 もしくはそのご家族
必要なもの	問い合わせ先
担当へお問い合わせください。	生活衛生課（愛護動物係） 保健所中町庁舎 ☎ 042-722-6727

9. その他の手続き

道路を占有していた

手続き 道路占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
道路占有許可を廃止する場合は道路占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は道路占有許可 名義・住所変更届を提出してください。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 【道路占有の廃止】 どなたでも可 【名義の変更】 新たに占有者になる方
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有の廃止】 ☐ 道路占有廃止届及び道路占有許可書の写し、占有物撤去後写真 【名義の変更】 ☐ 道路占有許可 名義・住所変更届及び道路占有許可書の写し	道路管理課（許認可係） 市庁舎 9 階 903 ☎ 042-724-1149

水路用地を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
【特定公共物占有許可の名義の変更】 ☐ 町田市特定公共物占有権利譲渡等承認申請書及び、表記されている添付書類 【特定公共物占有許可の名義の変更（相続される場合）】 ☐ 町田市特定公共物占有者地位継承届出書及び、表記されている添付書類 【特定公共物占有許可の廃止】 ☐ 町田市特定公共物占有終了・廃止届出書	下水道管理課 市庁舎 8 階 802 ☎ 042-724-4328

生産緑地を相続した

手続き 生産緑地を相続された方の届出

手続き詳細	期 限
生産緑地を相続した方は、土地利用調整課で所有者の変更手続きが必要です。	相続登記完了後 できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 指定地番等変更届 ☐ 土地登記簿謄本（全部事項証明書） ☐ 公図写 ☐ 案内図 ☐ 農地等明細書 ☐ 地積測量図（実測指定の場合）	土地利用調整課 市庁舎 8 階 805 ☎ 042-724-4254

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、各種特別給付金（国庫債券）を受給していた

手続き 国庫債券の名義変更（賦札が残っている場合）

手続き詳細	期 限
国庫債券裏面に記載のある償還金支払場所へお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	各償還金支払場所 福祉総務課（相談窓口） 市庁舎 7 階 703 ☎ 042-724-2537

9. その他の手続き

原子爆弾被爆者関係の手帳や手当等を受けていた

手続き	(被爆者) 被爆者手帳、各種手当証書、第一種・第二種健康診断受診票の返還と死亡の届出
	(被爆者の子) 健康診断受診票、都医療券の返還と死亡の届出

手続き詳細	期 限
担当へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
(被爆者) お問い合わせください。 (被爆者の子) 健康診断受診票、都医療券（お持ちの方のみ）、死亡を証する書類（抹消された住民票）、印鑑	福祉総務課 市庁舎 7 階 703 ☎ 042-724-2537 東京都保健医療局保健政策部 疾病対策課被爆者援護担当 ☎ 03-5320-4473

農地を相続した

手続き 農地を相続された方の届出

手続き詳細	期 限
農地を相続した方は農業委員会で手続きが必要です。（農地法第 3 条の 3）	なし
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第 3 条の 3 の規定による届け出書 ☐ 土地登記簿の全部事項証明書	農業委員会事務局 市庁舎 9 階 905 ☎ 042-724-2169

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き・相談

市役所以外の手続きリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き・相談

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
厚生年金に加入または受給していた	☐	必要な手続きの確認	八王子年金事務所 ☎ 042-626-3511 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ☎ 03-6700-1165
共済年金に加入または受給していた	☐	必要な手続きの確認	各共済組合
上下水道	☐	名義変更、閉栓手続き	東京都水道局お客さまセンター ☎ 0570-091-100（ナビダイヤル） 又は 042-548-5110
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税（相続税、所得税、消費税）に関すること	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 町田税務署 ☎ 042-728-7211
不動産登記	☐	土地・家屋等の所有者移転（相続）登記など	東京法務局町田出張所 ☎ 042-722-2414
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
125cc 超えのバイク、普通自動車を所有していた	☐	名義変更	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2033
軽自動車を所有していた	☐	名義変更	軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 ☎ 050-3816-3104

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相談

該当事項	問い合わせ先
赤ちゃんを亡くされたご家族のための相談等	①東京都福祉局 ☎ 03-5320-4388 金曜日：午前 10 時から午後 4 時 ②こども家庭庁 流産・死産等を経験された方へ https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/ryuuzan
大切な人を自死で亡くされた方々の集まりに参加したい ※予約無し、匿名、話を聞くだけの参加もできます。	身近な人を自死（自殺）で亡くした方のつどいです。 お問い合わせはメールでお願いします。 わかちあいの会『まちだ』 ゆっくりカフェ（新月の会） メール newmoon201812@gmail.com

MEMO

MEMO

発 行 町田市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025 年 10 月

